

カルテ開示について

私たち川井クリニックは生活習慣病の治療とともに皆様の「かかりつけ医」として地域に密着した診療を心掛けています。また、カルテ開示の一端として健康手帳などによる診療情報の提供も行なっております。診療情報の開示の目的に則ってその他の診療情報録(カルテ)開示を希望される患者さんは、下記のように受けることができます。

1. 診療情報録は、患者さん本人に開示します。
2. 患者さん本人以外の方が、診療情報録の開示を希望される場合は、患者さんのプライバシーを尊重することから、諸条件の確認をさせていただきます。
3. 診療情報録の閲覧、コピーなどには別に定めた費用をご負担いただきます。

2005年2月28日